

事 務 連 絡
平成17年12月26日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記のとおり、食品衛生法違反の事例があったことから、米国産とうもろこしを検査命令対象とする別途通知にあわせ、本日以降輸入される米国産とうもろこし（甘味種を除く。）の加工品については、食品衛生法違反のおそれがあるか否かを判断する目的で、アフラトキシンに係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

違反事例

1. 品 名：とうもろこし(YELLOW CORN)
2. 生産国：米国
3. 検査結果：アフラトキシン陽性（B1を18ppb検出）
4. 検疫所：名古屋検疫所四日市検疫所支所
(届出受付番号：第55000151571号1欄)